

法人春日部

第 129 号

(平成19年1月号)



社団法人 春日部法人会
春日部市大字樋堀 369-4 春日部市商工会館内
TEL 048 (761) 3551 FAX 048 (752) 8244



みんなで回覧しましょう。

〔わが町〕

幸手

権現堂大噴水 「スカイウォーター120」

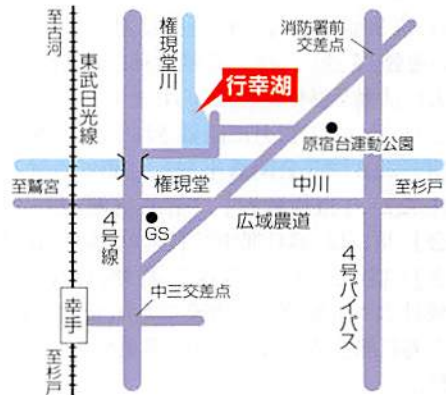
行幸湖(みゆきこ)は、大規模な県営公園として整備が進められています。

権現堂大噴水(スカイウォーター120)は、120年を迎えた埼玉県を象徴するために、噴水噴き上げ高も120フィート(36.6メートル)。迫力満点です。

また、水辺の遊歩道など、うるおいとやすらぎにあふれた空間が訪れる人を優しく迎えてくれます。

(噴水時間については、ご確認ください。)

連絡先:権現堂調節池管理所
幸手市権現堂1014 Tel.0480-43-2895



新年のごあいさつ



新年のごあいさつ

春日部法人会会長

村田 陸幸

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には、輝かしい新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

旧年中はご当局、関係諸団体又会員の皆様方には法人会活動に格別のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。おかげさまで持ちまして本年度の事業計画も、ほぼ予定通りに消化されこれもひとえに会員各位のお力添えの賜と深く感謝申し上げます。次第で

あります。

さて私共中小企業を取り巻く経済環境は好転していると言えども、まだまだ取捨の難しいものがあります。こういう状況にありましても各支部の皆様方におかれましては「会員増強」や「効果的な事業」に日々取り組んでおられることに重ねて感謝申し上げます。

本年につきましても、皆様にご支援ご協力をお願い致しまして年頭のご挨拶とさせていただきます。



年頭のごあいさつ

春日部税務署長

田中 昇

新年明けましておめでとうございます。

社団法人春日部法人会の皆様方におかれましては、平成19年の新年をお健やかにお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

社団法人春日部法人会の皆様方には、法人会活動を通じ、税務行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

社団法人春日部法人会におかれましては、日ごろから正しい税知識の普及と納税道義の高揚を図るため、税務研修会等の積極的な開催や「花と緑いっぱい運動」を通じた社会貢献活動を活発に推進され、幅広い活動を展開されておられます。

とりわけ、昨年11月に開催されました「税を考える週間」における「公開講座」は、初めての試みではありましたが、『租税教室』、『署長講演会』、『情報交換会』、更には、春日部中学校の吹奏楽部による『演奏会』と盛りだくさんの内容で、税務行政のみならず、地域社会へも配慮した事業であり、成熟された社団法人春日部法人会ならではの事業であったと敬服致しました。

さて、既にご承知のとおり、政府のIT戦略本部での

決定を受け、国税庁におきましては、「オンライン利用促進のための行動計画」を作成し、目標達成に向け、鋭意努力しているところでございます。

当署におきましても、一昨年来、e-Taxの利用拡大について、最重要課題の一つとし、平成18年度における目標利用率を2%と定め、様々な取り組みを行っておりますが、まだまだ、目標達成には厳しい状況となっております。

貴会におかれましては、昨年の定期総会において「e-Tax推進宣言」を行うとともに、本年度の事業計画の中に採り入れていただき、会報誌及びホームページによるe-Taxに関する情報の提供、研修会の開催、利用勧奨のためのアンケートの実施など、利用拡大に向けて積極的に活動していただいております。誠に心強く思っております。

更に、一社でも多くの会員の皆様方が早期にご利用いただくとともに、地域の方々への普及を改めてお願い致します。私どもも積極的に支援させていただきます。所存でございます。

結びに、税務のよき理解者である法人会の皆様方におかれましては、本年もなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、社団法人春日部法人会及び会員の皆様方の事業の益々のご発展を心より祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

税 務 署 だ よ り

所得税、消費税、地方消費税の確定申告はe-Taxで!

平成18年分の所得税の確定申告期限は、平成19年3月15日(木)、平成18年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告期限は、平成19年4月2日(月)です。

税務署の相談会場は、例年、大変混み合っております。インターネットの利用環境のある方は「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」及び国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーを是非ご利用ください。

- 税に関する問い合わせは
国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】 タックスアンサー(TEL・FAX共用048-647-4444)
- 確定申告関係諸用紙の取得も、国税庁ホームページから行うことができます。
詳細につきましては、e-Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】又は
ヘルプデスク(TEL0570-051901(eコクゼイ))でご確認ください。

税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんが、平成18年分の確定申告期間中、春日部税務署では、2月18日と25日に限り、日曜日も確定申告の相談・申告書の受付を行います。

納税は安全・便利な振替納税を!

確定申告による所得税・消費税及び地方消費税の納期限及び振替納付日は、次のとおりです。

- 納付書又は電子納税により納付する場合
所得税及び贈与税……平成19年3月15日(木) 消費税及び地方消費税……平成19年4月2日(月)
- 振替納税を利用する場合
所得税……平成19年4月20日(金)(注1) 消費税及び地方消費税……平成19年4月26日(木)

振替納税は「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替納付日に自動的に納税が行われるので、納税のために金融機関に出向く必要もなく、振替納付日に口座に資金があればうっかり納期限を忘れてしまうこともない、大変便利で確実な納付方法です。振替納税のご利用をお勧めします。

(注1) 贈与税については、振替納税をご利用できません。

平成18年分の所得税から適用される主な改正事項

- 定率減税額が所得税額の10%(最高12万5千円)に変わりました(改正前:20%、最高25万円)。
- 一定の要件を満たす住宅耐震改修をした場合に、その費用の10%(最高20万円)を住宅耐震改修特別控除として所得税額から控除ができるようになりました。
この控除を受けるためには、地方公共団体の長が発行する「住宅耐震改修証明書」などが必要です。
住宅耐震改修特別控除は、住宅借入金等特別控除と重ねて受けることができます。
- 寄付金控除の適用下限額が5千円に引き下げられました(改正前:1万円)。
- 1回の支払額が、次により計算した金額以下である配当等が、確定申告を要しない少額配当の対象となりました。(注2)

$$10\text{万円} \times \text{配当計算期間の月数(最高12か月)} \div 12$$

(注2) この改正は配当等の支払の基準日が平成18年5月1日以降であるものについて適用されます。

平成18年度「税に関する中学生の標語」

関東信越国税局では、管内の中学生を対象として毎年「税に関する標語」を募集しております。

本年度も多数の応募があり、「税を考える週間」期間中(11月11日～17日)に関東信越国税局長賞をはじめ各賞の表彰が行われました。受賞されました作品と生徒さんのお名前は次のとおりです。(敬称略)

関東信越国税局長賞 優秀作品

買い物で 小さな納税 する誇り さいたま市立川通中学校 1年 田中 菜緒

春日部税務署長賞 優秀作品

税金を しっかり知ろう 語り合おう	久喜市立久喜中学校	2年	大内 さちよ
知らぬまに 暮らしを守る みんなの税	蓮田市立蓮田南中学校	3年	伊藤 晃代
税金で 町なみ変える バリアフリー	さいたま市立柏陽中学校	3年	皆藤 友紀
税金で 守る人の輪 心の輪	白岡町立白岡中学校	3年	高橋 佳嗣
私達も 国を支える 納税者	菖蒲町立菖蒲中学校	3年	長谷川 聡美
税金は 幸せな未来への パスポート	栗橋町立栗橋西中学校	3年	石川 友加里
繋ぎたい 夢見る明日へ 納税で	杉戸町立杉戸中学校	3年	高岡 里帆
きちんと納税 大人のマナー	春日部市立緑中学校	1年	内山 愛理
この街の 一歩一歩に 税を知る	鷲宮町立東中学校	3年	伊藤 あゆみ
税金を 納めて住みよい 国づくり	宮代町立前原中学校	2年	岡 真理子
少子・高齢化、変わる社会に、増す福祉、納税の心変わらずに!	幸手市立東中学校	1年	福島 祥子

埼玉県春日部県税事務所長賞 優秀作品

税金は 暮らしを支える エネルギー	さいたま市立川通中学校	2年	小島 千晶
あなたの税 未来の幸せ 作る鍵	蓮田市立蓮田南中学校	3年	加納 妙咲
税のこと よく知りみんな でよい社会	久喜市立久喜中学校	1年	直江 眞季
消費税 僕らができる 第一歩	菖蒲町立菖蒲南中学校	3年	吉田 圭汰

埼玉県租税教育推進協議会 会長賞

世の中の 大事な役割り 消費税 鷲宮町立鷲宮中学校 3年 高橋 愛祐美

春日部税務署管内租税教育推進協議会 会長賞

納税で 築く郷土の 明るい未来 春日部市立葛飾中学校 3年 岡田 真典

関東信越国税局長賞 佳作作品

よく知ろう 未来を築く 税だから	菖蒲町立菖蒲中学校	3年	伊藤 良美
税の意味 ちゃんと理解し 納めよう	白岡町立篠津中学校	2年	志岐 文也
脱税を 許さずつくる 納税社会	蓮田市立黒浜西中学校	3年	松本 文
税金は 理想の未来の 設計図	春日部市立飯沼中学校	2年	相田 祐樹
税金は 僕らの未来 つなぐ橋	宮代町立須賀中学校	1年	小川 涼太

春日部税務署長賞 佳作作品

納税は 国民みんなの 仕事です	鷲)西 中2 入江圭紀	税金は 豊かな日本を つくるかぎ	杉)広島中1 照星帆那
支え合う 未来を創る 道しるべ	春)大沼中3 酒巻千恵子	納税は みんなのための 社会ルール	春)東 中3 高野美佳
五円でも いい国作る 力あり	蓮)蓮田中3 奥秋陽太	正しい納税 よりよい社会の パスポート	久)太東中3 海老沼佑香
納税は 明るい未来 開くかぎ	久)久喜南中2 川原伊代	つくろうよ 正しく納めて 明るい未来	岩)慈恩寺中3 山田菜々
税金で 人にやさしい 町づくり	春)春日部中2 佐藤璃奈	今から納税、そして私も社会に貢献	春)豊春中3 川奈部真衣
町づくり 僕らの愛と 税金で	岩)城南中2 増岡紘暉	しっかりと 納めて築こう 私の未来	蓮)黒浜中3 工藤善介
未来への 希望をたくす この税金	春)中野中3 大門千紜	税金で あなたの未来が 変わってく	春)武里中2 鳥山美佳
税金は 僕らの暮らしの 守り神	白)南 中3 佐藤大	一人ひとりの税金が、みんなのくらしを支える	春)豊野中2 平田彩
税金は 人の幸せ 作るもの	岩)岩槻中3 清水綾	昔から みんなの未来を 作ってる	岩)柏陽中3 橋本隆太
税金は 未来へ続く 夢のかぎ	蓮)平野中3 馬渡穂菜美	納めよう みんなのヒーロー 税金を	杉)東 中1 加藤みさき
税金は 一人一人が 納めるもの	岩)城北中2 渡辺舞子	税金は 明るい未来に 必要不可欠。	幸)栄 中3 池田夏実

埼玉県春日部県税事務所長賞 佳作作品

考えよう 税のあり方 大切さ	鷲)東 中3 松本明博	納税制度 学んで国を 支えよう	春)江戸川中1 大屋智寛
夢の種 育てる光 それが税	白)菖荻中3 新井政貴	税金で 未来の日本に 虹かけよう	栗)栗橋東中3 田上明日香
消費税 はくでもできる 国づくり	杉)杉戸中1 幸島史門	その税金 社会に飛び立つ 第一歩	宮)前原中3 中野美智子
税金は 明るい明日への 案内人	幸)幸手中3 川上柚子		

県税からのお知らせ

税源移譲により平成19年から所得税と住民税が変わります!

三位一体の改革により、国から地方へ3兆円の税源移譲が行われます。税源移譲によって、住民税が増えますが、所得税が減るため、「所得税+住民税」の税負担の総額は変わりません。

この税源移譲により、給与所得者は、通常、平成19年1月から所得税が減少します。又、平成19年6月からは所得税が減少した分、住民税が増加します。(事業所得者は、平成20年3月の確定申告で平成19年分の所得税が減少します。)



税源移譲

〈モデル試算(年間)〉給与収入500万円:夫婦と子ども2人の場合

	税源移譲前	税源移譲後	負担額の差
所得額	119,000	59,500	△59,500
住民税	76,000	135,500	59,500
合計	195,000	195,000	0

※子どものうち1人が特定扶養親族(16歳以上23歳未満)に該当するものとして計算しています。

※一定の社会保険料分が所得から控除されるものとして計算しています。

このほか、国の税制改正により定率減税が廃止されることになりました。税源移譲による税負担は変わりませんが、定率減税廃止により、税負担が増えます。

上記モデル試算のケースでは、19年分は18年分に比べ年間で17,600円(所得税11,900円、住民税5,700円)負担額が増加します。

○問い合わせ先 県税務課 TEL 048-830-2651

国税に関する申告・納税がインターネットで行えます。

会社経営の
効率化をめざして

電子申告で ビジネス快速! e-Tax

①法人税、消費税、所得税などの申告 ②源泉所得税をはじめ、すべての税目の納税
③申告・届出等がインターネットで行えます。多忙な時でも税務署に出かける必要が
なくなります。もちろん、このサービスの開始手続きもインターネットで行えます。

詳しい情報は | 「e-Tax」ホームページ | ヘルプデスク
<http://www.e-tax.nta.go.jp> | TEL.0570-015901

埼玉県でも法人県民税・法人事業税で電子申告サービスが開始されました

地方税の申告をお手軽にサポート 地方税ポータルシステム

エル タックス
eLTAX

もう、混み合う窓口へ申告に出かける必要なし!

①インターネットで、オフィスや自宅から簡単に申告できる!

②複数の地方公共団体への申告がまとめて一度にできる!

便利な機能で、申告書作成もカンタンに!

①市販の税務・会計ソフトのデータでもそのまま申告できる!

②eLTAX用ソフトPCdeskで申告書作成が簡単にできる!

詳しい情報は

「eL-TAX」ホームページ <http://www.eltax.jp/>

電話 TEL.0570-081459

平成19年から あなたの所得税・住民税が変わります。

●平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

何が変わるの？

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲（ぜいげんいじょう）」。

税源移譲では、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることになります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

どう変わるの？

税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより、住民はより身近で、よりよい行政サービスを受けられるようになります。

所得税 **平成19年1月分から適用** → 4段階の税率を、**6段階に細分化**
(所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計)

住民税 **平成19年6月分から適用** → 3段階の税率から、**一律10%に**
(都道府県民税4%・市区町村民税6%)

ほとんどの方は、1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることとなります。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

モデルケース 税源移譲による負担変動（年額）

独身者の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	124,000円	64,500円	188,500円	→	62,000円	126,500円	188,500円	= 0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円	→	160,500円	260,500円	421,000円	= 0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円	→	376,500円	404,500円	781,000円	= 0円

夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	0円	9,000円	9,000円	→	0円	9,000円	9,000円	= 0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円	→	59,500円	135,500円	195,000円	= 0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円	→	165,500円	293,500円	459,000円	= 0円

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。（詳しくは右のページをご覧ください）

◎税源移譲以外の主な変更点

●定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)

平成18年

所得税：平成18年1月分から
税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)
住民税：平成18年6月分から
税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)

平成19年以降

所得税：平成19年1月分から廃止
住民税：平成19年6月分から廃止

モデルケース 夫婦+子供2人・給与収入700万円(年額)



平成18年

住民税 196,000円
・定率減税 △14,700円
所得税 263,000円
・定率減税 △26,300円
合計 418,000円

平成19年

住民税 293,500円
所得税 165,500円
合計 459,000円

※子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

●住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成17年度

合計所得金額
125万円以下の方
非課税

平成18年度以降

課税

経過措置として
平成18年度は税額の3分の2を減額
平成19年度は税額の3分の1を減額
平成20年度以降は、全額負担

※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。

モデルケース 70歳独身・年金収入200万円(年額)



平成17年度

住民税 非課税
所得税 34,800円
・定率減税 △6,960円
合計 27,840円
(税額 27,800円)

平成18年度

住民税 19,900円
・定率減税 △1,500円
・(住民税一定率減税) × $\frac{2}{3}$ △12,267円
所得税 34,800円
・定率減税 △3,480円
合計 37,453円
(税額 37,400円)

平成19年度

住民税 37,300円
・住民税 × $\frac{1}{3}$ △12,434円
所得税 17,400円
合計 42,266円
(税額 42,200円)

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

※各モデルケースの住民税(年額)は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。



第23回 法人会全国大会山形大会

平成18年10月5日(木) 於:山形ビッグウイング(山形国際交流プラザ)

平成19年度税制改正に関する提言を決議「元気取り戻せ中小企業!!」



第23回法人会全国大会が山形市で行われた。

今回の全国大会では、初の試みとして、これまで別に開催してきた税制改正要望大会を取り込んだ形で行われ、会員など約1900名が集まった。

当春日部法人会からは、村田会長以下7名が参加した。第1部では、東京大学大学院経済研究科教授 伊藤元重先生により「経済の展望と企業経営」と題して、記念講演会が行われた。

その後、角間税制委員長による「平成19年度税制改正に関する提言」の趣旨説明が行われた。「今後の望ましい税制について、3月より全国からの要望やアンケートを踏まえて決定してきた。800兆円の財政赤字や社会保障費の増大など難問は山積みだが中小企業が元気を取り戻すような税制を要望にと」話された。

その後、大会宣言が読み上げられ「平成19年度税制改正に関する提言」がアピールされた。



講師
伊藤元重教授

会場前にて
左から
二列目
松岡専務理事
高浜副会長
荒木副会長
一列目
村田会長
岩崎副会長
尾野税制委員長
伴副会長



大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を越える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」「よき経営者をめざすもの団体」として、税の活動を中心に広く社会への貢献活動を展開し、全国有数の公益法人として地位を固めてきたところである。

この自負のもと、今後は公益法人制度改革を踏まえ、租税教育など税の啓発活動を積極的に展開し、広く国民から受け入れられる法人会づくりを目指していくとともに、自らの公益性と透明性を高めるための努力をここに誓うものである。

一方、日本経済は、先行きに明るさが見えてきたものの、多くの中小企業は、景気回復の恩恵を受けずに、依然として厳しい状況下に置かれている。さらに、かつて経験したことのない急速な少子高齢社会の進展が社会保障費等の急増をもたらし、財政再建を困難にしている。

いまこそ、国および地方自治体においては、「聖域なき行財政改革」を着実に実行するとともに社会保障制度を再構築し、国民に安心感と信頼を回復させることが急務である。

また、税制改正にあたっては、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制の実現に十分に配慮し、努力したものが報われる税制を構築すべきである。具体的には、法人税率の引き下げ、中小企業における同族会社の留保金課税の廃止、事業承継税制の確立などを提言するものである。

納税意識の向上に努めてきた法人会は、ここに全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成18年10月5日

全国法人会総連合全国大会

税制改正に関するスローガン

- 行財政改革と財政再建は喫緊の課題、国・地方とも大胆な改革を!
- 中小企業に十分配慮し元気が出る税制の確立を!
- 企業の活力発揮、競争力強化のため法人税率の引き下げを!
- 中小企業の経営を阻害する留保金課税制度の廃止を!
- 経済活性化のために減価償却制度の抜本的見直しを!
- 所得税の抜本的な見直しを行い、広く薄く国民全体で負担を!
- 中小企業の重要性を認識し事業承継税制の確立を!
- 消費税率を引き上げる前に行財政改革の徹底と歳出の見直しを!
- 少子・高齢社会を踏まえ国民が安心できる社会保障制度の確立を!
- 税の理解を高めるため学校教育をはじめ租税教育の充実を!

平成19年度 税制改正に関する提言

はじめに 日本経済は、長い不況のトンネルを抜けて、先行きに一部明るさが見られるようになってきた。しかし、一方で大部分の中小企業は、景気回復の恩恵を受けずに、依然として厳しい状況下に置かれている。

わが国の財政赤字の深刻さは、多くの識者が指摘する通り、先進国中最悪の状態にある。これに加えて、かつて経験したことのない急速な少子高齢化の進展が、社会保障費等の急増をもたらす、財政再建を困難にしている。

いま求められているのは、国および地方自治体が「聖域なき行政改革」を着実に実行して、小さな政府を実現し、社会保障制度を再構築し、国民に安心感と信頼を回復させることである。

もとより、経済活性化のための税制の再構築も欠かせない。政府の税制改正にあたっては、経済や企業経営の実態を正しく認識し、景気回復にも配慮して、めりはりある税制を作り上げるべきである。

以上のような認識のもと、会員の総意として、平成19年度の税制改正に関する提言を取りまとめた。

総論

第一 経済社会のあるべき姿

政府の経済財政諮問会議が、本年7月、今後の経済財政運営の指針となる「骨太の方針2006」を決定した。しかし、その内容は、歳出削減において幅のある目標値が示されただけであり、歳入面では、消費税の増税について上げ幅、時期が触れられておらず、不明確である。

いま国民が求めているのは、将来不安の払拭と活力ある経済社会の実現である。そのためには改革のための具体的な工程を示すことが肝要である。また、2011年以降の財政改革についても明確なビジョンを示すべきである。増税については、経済社会に大きな影響をもたらすところから、まず歳出カットに全力を尽くすべきである。

第二 行財政改革の推進と歳出削減

本年5月に行財政改革推進法など行革関連法が成立した。その内容には政府系金融機関改革のほか、2010年度までに国家公務員のうち、国の行政機関に所属する約33万人の5%純減や特別会計の統廃合などを打ち出している。

しかし、民間のリストラに比べその内容は生ぬるい。いまこそ、歳出・歳入一体改革で示した歳出削減を着実に実行すべきである。国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制の徹底も必要である。特に地方の行革が著しく遅れており、市町村合併で膨れ上がった地方議員・地方公務員の削減に大ナタを振るうべきである。さらには、地方自治体における広域行政の推進や道州制の検討等が不可欠である。

第三 社会保障制度・国民負担のあり方

厚生労働省の見直しによると、高齢化社会の進展で、社会保障費の伸びが経済成長率を大きく上回る。その一方で、2005年度の合計特殊出生率が1.25と過去最低を記録した。これは2004年度に成立した年金改革法の保険負担および給付水準の前提条件を3年連続で下回っており、この傾向が続くと現役世代のさらなる負担増や将来の給付水準のもう一段の引き下げは避けられない事態を招くことになる。

2009年度には基礎年金の国庫負担割合が、1/3から1/2に引き上げられることになっているが、その財源手当てがまだ決まっていないなど、問題が山積している。

このため、年金・医療・介護等、社会保障制度の見直しにあたっては、ある程度の負担増と給付の抑制は避けて通れないのは事実である。だが、国民は保険料と税負担のあり方、世代間および世代内の受益と負担の公平など中長期の社会保障制度のビジョンの明確化を求めている。一方、企業からみると保険料負担の形で企業負担を増やす施策は限界に来ている。

こうした情勢から、年金制度の見直しにあたっては、国民の納得できる給付と負担のあり方の検討、医療・介護にあたっては、効率的な運用と高齢者を含めた応分の負担による対処など、より一層の制度の合理化に努力すべきである。それでも財源が足りない場合には、消費税の充実などにより、広く国民全体で負担すべきである。

ただし、その場合も徹底した歳出の削減が前提条件の「小さな政府」を目指すべきであり、将来、財政赤字を含めた国民負担率を50%程度にとどめるべきである。

第四 国と地方のあり方

官から民へ、国から地方へという改革のなかで、国と地方との税・財政のあり方をめぐり、いわゆる三位一体改革が進められている。平成18年度には、所得税から住民税への3兆円程度の税源移譲が実施された。しかし、その一方で地方交付税、補助金等の地方行政の抜本改革の議論は先送りされている。

納税者が、現在、国と地方に求めているのは、歳出削減等による行政の効率化であり、国と地方の役割分担の明確化である。これらが改革の原点であり、出発点であるはずである。

また、地方の歳入、歳出のかい離を調整するための地方交付税交付金については受益と負担の関係が不明確であり、行財政改革の障害ともなっているため、これを縮小すべきである。

第五 税制改革のあり方

税制改革にあたっては、公平・中立・簡素という課税原則の中で、特に複雑化している現在の税体系をできる限り簡素化する必要がある。さらに日本経済のグローバル化、

人口減少社会、中小企業の活性化等に対応した税制改革を明示すべきである。

とりわけ、地域経済の担い手である中小企業の繁栄が日本経済の再生につながるものであり、税制改革にあたっては中小企業の活性化に資する税制、努力した者が報われる税制の構築を求めることとする。

具体的には、法人税率の引き下げ、同族会社留保金課税の廃止、減価償却制度の見直し、事業承継税制の確立等が急務である。

第六 租税教育の充実

税とは、国あるいは地方自治体が国民に提供する行政サービスの対価である。従って、国民は税金を負担する義務があり、憲法でも定められている。他方で政治や行政にたずさわる人たちは、この税を効率的に配分、活用する責任がある。従って税を納める人、つまり納税者は正確にいうと「税を支払い、使い道を監視する人」ということになる。日本では、残念ながら、こうした税の持つ意義について十分な理解が行き届いていない。このため学校教育はもちろん社会全体が税の役割を正しく理解して、納税者(タックス・ペイヤー)意識を高める必要がある。

各論

第一 法人税制について

1. 法人税基本税率の引き下げ

わが国の法人税の実効税率は、アメリカ並みの39.54%に引き下げられたとはいえ、EU諸国やアジア諸国に比べてまだ高い。近年主要国では、法人税を引き下げる傾向にある。このため、法人税の基本税率については、租税特別措置の整理・合理化等により課税ベースの拡大を考慮しつつ、地方税を含め、一層引き下げる必要がある。

2. 中小企業軽減税率の引き下げ

中小企業に適用される軽減税率については、その適用所得が昭和56年以降800万円に据え置かれており、また基本税率との格差も縮小してきている。現在の厳しい経営環境や担税力に配慮して、軽減税率を22%から20%程度へ引き下げ、適用課税所得を800万円から1500万円程度に引き上げる必要がある。

3. 同族会社の留保金課税の廃止

同族会社の留保金課税については、平成18年度改正で、対象となる同族要件が緩和され、留保控除額が拡大された。しかし、制度そのものは存続している。この課税制度は、個人所得課税とのバランスを図るために設けられているものであるが、近年、所得課税の大幅な軽減が行われ、所得税率と法人税率の格差は縮小し、存在論拠を失っている。これに加えて、留保金課税は、内部留保により、懸命に資金調達を図ろうという中小企業にペナルティを与えるに等しく、自己資本比率の高い大企業に比べ、著しく公平性を欠いている。まさに努力した者が報われない税制の典型とでもいうべきものである。以上の理由から中小企業の同族会社に対する留保金課税は、この際廃止することを強く

求める。

4. 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限

この課税制度は、新会社法施行に伴い取られた措置であるが、本件が浮上してきたのは、平成18年度与党税制改正大綱決定の直前であり、十分な議論が尽くされたか否かは、必ずしも明らかでない。

しかもこの制度は、法人税と所得税についての税制のいわば根幹にかかわる重大な問題をはらんでおり、法人課税で給与所得控除分を損金算入しない仕組みは合理性に欠ける。

また、要件操作によっては特定同族会社から外れることも可能であり、中小企業間で新たな不公平を生む可能性がある。さらに申告手続きが複雑で、中小企業に負担増を強いるものであり、該当する企業数、税収等も不明など不透明な要素が余りにも多い。このような中小企業に新たな混乱を招く税制は、廃止を含めた抜本的見直しを行うよう求める。

5. 減価償却制度の見直し

建物、機械装置等の減価償却制度は、IT革命等の技術革新の加速化、欧米の償却制度を参考に償却期間の短縮を図る必要がある。また、余りに複雑な資産区分を簡素化し、残存価額制度について、先進国並みに廃止する必要がある。

6. 交際費課税の抜本的見直し

交際費課税は、創設当時(昭和29年)の資本蓄積を図るという政策目標は消失している。平成18年度改正では、若干の改正があったが、交際費が経費であることを考慮すれば、交際費課税は抜本的に見直すべきである。この制度が直ちに廃止できない場合は、資本金に関係なく一定の損金算入を認め、現在の損金算入限度額も大幅に引き上げるべきである。

7. その他

(1) 租税特別措置の見直し

課税ベースを広げ、公平な課税留保の観点から、租税特別措置について検証を行い、政策目的を達したものは即刻廃止、その分を税率引き下げに向けた努力が必要である。ただし、中小企業の技術革新など活性化に資する措置は積極的に活用すべきである。

(2) 欠損金繰戻還付制度の復活

欠損金の繰戻還付制度については停止措置が延長されているので、速やかな復活を求める。

(3) 役員給与の損金算入

業績連動型報酬については、利益連動給与として一定の要件下で損金算入が可能になったが、同族会社は対象外になっている。企業活力や経営意欲を高める観点から、同族会社についても、同様の措置を認めるようにすべきである。

(4) 配当に対する二重課税の是正

現行の配当課税は、支払段階の法人税と受取段階の

所得税(法人税)が二重課税となっており、若干の調整が行われているものの、不十分である。そこでEU各国の制度を参考に配当の二重課税を是正すべきである。

(5) 非営利法人課税

新しい非営利法人制度は、今国会で公益法人制度改革関連法が成立、平成20年から施行される。現行法では、公益法人等が収益事業から生じる利益を非収益事業に支出した場合は、それを寄付金とみなして寄付金の損金算入限度額(所得金額の20%相当額)まで損金算入できる「みなし寄付金制度」が設けられている。一方、収益事業については、現在法人税の軽減税率の強化が検討されている。そこで、課税バランスの観点から、「みなし寄付金」の損金算入限度額の大幅な拡大を求める。また、法人税については、公益法人に対する寄付金の損金算入限度額の拡大を求める。

(6) 電子申告

電子政府の実現のための政策の一環として、国税庁が国税電子申告(e-Tax)を平成16年6月から運用開始したが、利用件数が低迷している。その理由として、カードリーダーの取得費用、申告手続きの煩雑さなどの問題があげられる。このため、利便性を高めるとともにインセンティブとして電子申告控除の創設を求める。同時に地方税の電子申告(eLTAX)との連動も必要である。

第二 個人所得税制について

1. 所得税と住民税のあり方

所得税および住民税は、国と地方自治体の基幹税であり、広く薄く負担することが要請されている。平成18年度改正では、三位一体改革の下、地方自治体の自主財源確保の観点から、所得税から個人住民税への税源移譲が行われた。一方、定率減税は平成18年分で廃止される。所得税については、社会情勢の変化等により非納税者が増えており、基幹税としての所得税の性格を考えると、税負担の歪みを直し、広く薄く負担を求める工夫が必要である。住民税は公益性の観点から均等割をさらに引き上げるべきである。

2. 各種控除制度の整理合理化

所得税および住民税の諸控除については、負担の公平化、税制の簡素化、少子高齢化、雇用形態の変化等、社会構造の変化を考慮して抜本的な見直しを行うべきである。まず、人的控除については累次の改正で複雑化しており、簡素合理化が必要である。また将来は、基本的方向として基礎的人的控除への集約化が求められる。勤労学生控除、生命保険料控除など効果の薄い控除は、縮減あるいは廃止すべきである。

給与所得控除については、制度の趣旨である必要経費の概算控除としては、その水準が高すぎるとの指摘もあり、特定支出控除の拡大と合わせて見直す必要がある。

3. 少子化対策

人口減少社会が現実化した事態を考えると、少子化対

策は国が基本政策として取り組む重要な課題である。少子化対策は、家族のあり方や保育所の充実など本来的には社会政策による施策の充実が重要であるが、一方で税制の果たす役割も大きい。児童に対する税額控除制度など子供が多くなるほど税負担が軽減されるような制度の導入、あるいはフランスで導入されているN分N乗方式の検討など早急な対策が望まれる。

4. 金融所得一体課税

金融一体課税について議論が進められているが、まだ結論は出ていない。所得税の10種類の所得区分は、現在の経済取引に適合しているとはいえず、統合・簡素化や損益通算による一体化課税などが望ましい。その意味からしても金融所得の一体課税は行うべきである。

5. 納税者番号制度

納税者番号制度については、制度の創設・維持にかかるコスト、プライバシー侵害防止のための法整備などを十分に検討したうえで、制度の導入に向けて検討すべきである。

第三 事業承継税制について

1. 欧米並みの制度の創設

わが国の中小企業は、地域経済を活性化し雇用にも大きく貢献するなど、日本経済を支える重要な存在である。その中小企業が、相続税の負担等で円滑な事業承継ができなくなることは、地域経済、日本経済に多大な損失を与えることになる。このような観点から、中小企業にとって事業承継税制の確立は不可欠である。

そこで、事業承継税制の確立に関連し、相続前後の事業従事を条件に、事業に資する相続については他の一般財産と切り離して課税し、事業用資産、株式を軽減あるいは控除する欧米と同様の制度の創設を求める。

2. 取引相場のない株式等の課税軽減

取引相場のない株式の課税価格の減額措置については、創設後若干の拡充が行われているが、上記制度が確立されるまでの間、欧米の制度に近づけるために、減額率を50%(現行10%)に引き上げるなど一層の拡充措置を講じるべきである。また、この減額措置は、原則として小規模宅地の課税価格の特例と選択適用となっているが、それぞれ制度の趣旨が異なるものであるため、両者を完全に切り離して、それぞれの適用を認めるべきである。

3. 相続時精算課税制度の拡充

相続時精算課税制度は、当初のねらいどおり有効に活用されている。しかし、円滑な事業承継を行うためには、早期の意思決定が必要となるので、現行の贈与者65歳以上という年齢制限を60歳程度に引き下げるべきである。

第四 消費税制について

1. 消費税率引き上げの条件

消費税は、消費一般に広く公平に負担を求めるものであり、少子・高齢化による財政需要の拡大などを考慮すると、

近い将来、消費税率を引き上げざるを得ないと認識する。しかし、まず行財政改革の徹底、歳出の削減などを実行すべきであり、今後の景気情勢などについても配慮すべきである。なお、消費税を福祉目的税にすることについては、財政の硬直化を招くので、できる限り避けるべきである。しかし、消費税を上げる際には、社会保障支出と負担の関連を明確化して、国民の理解を得る必要がある。

2.消費税の引き上げ方法

消費税率引き上げについては、一挙に大幅に引き上げること、国民の意識や景気への影響を考えると許されない、段階的に引き上げていくべきである。

3.仕入税額控除の適正化

仕入税額控除に係るいわゆる益税問題については、中小企業が対象となる免税点、簡易課税制度について大幅な是正措置が取られた。しかし、主として大企業が恩恵を受ける課税売上割合が95%以上の場合の仕入税額全額控除については、事務処理が確立されている大企業に対し、その適用を禁止する措置を設けるべきである。

4.滞納防止

消費税の滞納は、消費者に消費税に対する不信任を与える一因となっている。本来、消費税は預り金的性格を有する税であり、滞納を未然に防止するため、中間申告やe-Taxの普及など、制度、執行面で一層充実した対策が望まれる。

第五 地方税制の見直しについて

1.固定資産税の軽減

固定資産税については、商業地を中心に実効税率が上昇を続け、都市部において重税感が高まっている。そこで都市計画税とともに固定資産税の抜本的な見直しを求める。

現在の評価額決定方式は、地価の実勢からみて適切な評価が反映されていないので、宅地と事業用家屋について、基本的に収益還元価格で評価する方式に改めるように求める。小規模事業用地については、居住用宅地に準じた負担軽減を求める。居住用家屋については、建築後の経過年数に応じた評価方法に改める。

土地の評価体制については、現在国土交通省、総務省、国税庁がバラバラに行っている評価体制を一元化し、行政の効率化を求める。

2.事業所税と超過課税の廃止

事業所税は目的税とはいえ、固定資産税と二重課税的な性格を有しており、しかも最近では市町村合併によって新しく課税対象となる事例もみられる。他方、法人を対象に超過課税を行っている自治体が多い。これらは速やかに廃止すべきである。

3.申告納税制度の合理化

税制の簡素化、納税コストの軽減の観点から、国税と課税対象を同じくする道府県民税、市町村民税については、

地方消費税の執行と同様に、申告、納税手続きの一層の改善・合理化を図る必要がある。

4.法定外目的税の乱用防止

地方自治体の自主財源の強化、応益負担の観点からみて、法定外目的税の活用はそれなりに評価できるものもある。しかし、法人企業を課税対象にして、環境対策を理由付けとする安易な課税事例が見受けられる。受益と負担の観点から、地方税は住民全体で広く薄く負担するのが本来の姿であり、安易な法定外目的税の導入は避けるべきである。

第六 環境税制について

環境問題は、21世紀の人類共通の課題であると認識され、各国政府、国際機関、NGO等でさまざまな議論が行われている。わが国では、税制上の対応として、環境税導入に向けた議論とエネルギー関係諸税である道路特定財源を見直す議論が進められている。しかし、政府部内でその方向性は固まらず、結論は出ていない。従って、今後は、課税源や税の使途、国・地方の役割等幅広い観点から検討し、国民的合意形成に努めるべきである。

<税制改正に関するスローガン>

1. 行財政改革と財政再建は喫緊の課題、
国・地方とも大胆な改革を!
2. 中小企業に十分配慮し元気が出る税制の確立を!
3. 企業の活力発揮、競争力強化のため
法人税率の引き下げを!
4. 中小企業の経営を阻害する
留保金課税制度の廃止を!
5. 経済活性化のために減価償却制度の
抜本の見直しを!
6. 所得税の抜本的な見直しを行い、
広く薄く国民全体で負担を!
7. 中小企業の重要性を認識し
事業承継税制の確立を!
8. 消費税率を引き上げる前に行財政改革の
徹底と歳出の見直しを!
9. 少子・高齢社会を踏まえ国民が安心できる
社会保障制度の確立を!
10. 税の理解を高めるため学校教育をはじめ
租税教育の充実を!

税を考える週間 公開講座開催

平成18年11月8日(水)
於:春日部市民文化会館

第1部【租税教室】

「みんなで考えよう! 私達の未来のために!」
講師:春日部税務署上席国税調査官 矢澤瑞枝氏

第2部【吹奏楽演奏】

マーチングバンド・パトントワリング全国大会6年連続金賞受賞
春日部市立春日部中学校吹奏楽部

第3部【講演会】

税を考える週間税務署長講演「税のはなし」
講師:春日部税務署署長 田中 昇氏

主催:(社)春日部法人会
後援:大同生命保険(株)
協賛:春日部税務署管内 税務行政協力会
関東信越税理士会春日部支部
春日部納税貯蓄組合連合会
春日部青色申告会連合会
春日部資産税協議会
春日部間税会/春日部小売酒販組合
埼玉県酒造組合春日部支部
歴代国税モニター会

毎年11月11日から11月17日に「税を考える週間」が行われています。

税のオピニオンリーダーとしての法人会は、租税教育の推進の見地から本年度より装いを新たに「税を考える週間・公開講座」とし、第1部 租税教室、第2部 吹奏楽演奏、第3部 税務署長講演と三部構成とし、春日部税務署管内納税行政協力会の各メンバー団体の協力を頂きました。

公開講座に先立ち、主催者挨拶・当法人会で展開中の「花と緑いっぱい運動」の考えをアピールし、花の種・花の苗・税のマンガ等を配布するとともに、埼玉県が行っている「緑のトラスト運動」に対する募金を呼びかけ、22,383円の募金が集まりました。

第1部では矢澤上席調査官が税がどのように使われているかなど資料を使い、女性らしく丁寧にわかりやすく講義をし、自分の友達の子供の実例の話では涙ぐむシーンも見られました。

第2部は、春日部中学校吹奏楽部の演奏で、6年連続金賞受賞の実力を発揮。この日の為に特別編成した2チームにより、よく知られている曲などを演奏、楽しい時間となりました。

第3部は春日部税務署田中署長の講演ですが、堅苦しい話かと思いましたが、自分の故郷の話や、勤務地の話、春日部の話等、楽しく聞ける内容でした。

税を考える週間行事として税務行政協力会が呼応し、租税教室・署長講演会が行われたのは初ですが、今後も継続発展させる方針ですので皆様には奮ってご参加をお願い申し上げます。

▼第2部 春日部中学校吹奏楽部



▲村田会長のあいさつ



▲田中春日部税務署長



▲真中社会貢献特別委員長
「花と緑いっぱい運動」のアピール
「緑のトラスト募金」への呼びかけ



◀第一部 租税教室
矢澤上席調査官



▲「花と緑いっぱい運動」募金活動、花の苗プレゼント

平成19年度 税制改正要望活動「全法連」

全法連では9月13日の理事会で採択され、10月5日の「法人会全国大会」で公表された「平成19年度税制改正に関する提言(基本事項、個別事項)」に基づいて、早速、各政党、各省庁に対する要望活動を開始した。



国税省

福田次長
福田長官

(9月27日)

右から、福田長官、加藤次長、安西会長、竹村税制小委員長、白銀小委員長代理、花岡専務理事



国税庁

岡本課税部長
松崎法人課税課長

(9月27日)

右から松崎法人課税課長、岡本課税部長、安西会長、竹村税制小委員長、白銀税制小委員長代理、花岡専務理事

第23回法人会全国大会(山形大会) 大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を越える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」「よき経営者をめざすもの団体」として、税の活動を中心に広く社会への貢献活動を展開し、全国有数の公益法人として地位を固めてきたところである。

この自負のもと、今後は公益法人制度改革を踏まえ、租税教育など税の啓発活動を積極的に展開し、広く国民から受け入れられる法人会づくりを目指していくとともに、自らの公益性と透明性を高めるための努力をここに誓うものである。

一方、日本経済は、先行きに明るさが見えてきたものの、多くの中小企業は、景気回復の恩恵を受けずに、依然として厳しい状況下に置かれている。さらに、かつて経験したことのない急速な少子高齢社会の進展が社会保障費等の急増をもたらし、財政再建を困難にしている。

いまこそ、国および地方自治体においては、「聖域なき行財政改革」を着実に実行するとともに社会保障制度を再構築し、国民に安心感と信頼を回復させることが急務である。

また、税制改正にあたっては、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制の実現に十分に配慮し、努力したものが報われる税制を構築すべきである。具体的には、法人税率の引き下げ、中小企業における同族会社の留保金課税の廃止、事業承継税制の確立などを提言するものである。

納税意識の向上に努めてきた法人会は、ここに全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成18年10月5日

全国法人会総連合全国大会

財務省

大臣官房
佐々木審議官

(10月3日)



左から、佐々木審議官、白銀税制小委員長代理、花岡専務理事



財務省
大臣官房
古谷審議官
(10月3日)

右から、古谷審議官、白銀税制小委員長代理、
花岡専務理事

中小企業庁
石毛長官
(10月23日)



左から、佐藤財務課長、花岡専務理事、石毛長官、
佐藤(信)副会長(奥)、多田税制委員、平田税制委員



総務省
自治税務局
河野局長
岡崎官房審議官
(10月3日)

左から岡崎官房審議官、河野局長、佐藤(信)全法連
副会長、白銀税制小委員長代理、花岡専務理事

税制改正に関するスローガン

- 行財政改革と財政再建は喫緊の課題、国・地方とも大胆な改革を!
- 所得税の抜本的な見直しを行い、広く薄く国民全体で負担を!
- 中小企業に十分配慮し元気が出る税制の確立を!
- 中小企業の重要性を認識し事業承継税制の確立を!
- 企業の活力発揮、競争力強化のため法人税率の引き下げを!
- 消費税率を引き上げる前に行財政改革の徹底と歳入の見直しを!
- 中小企業の経営を阻害する留保金課税制度の廃止を!
- 少子・高齢社会を踏まえ国民が安心できる社会保障制度の確立を!
- 経済活性化のために減価償却制度の抜本的見直しを!
- 税の理解を高めるため学校教育をはじめ租税教育の充実を!

中小企業のパワー!が日本経済元気のもと。

わが国の景気は回復基調にあります。大層分の中小企業はその恩恵を受け、新機軸として新しい展開に資かれています。私たち法人会は「地域経済の強い手である中小企業の繁栄を促して、日本経済の復興に資かする」との信念をもち、税制改革に当たって「中小企業の活性化に資する税制」の構築に努めてまいります。『努力した者が報われる税制』の実現を期します。最近の経は、以下の通りです。

- 法人税率の引き下げ
- 同族会社の留保金課税の廃止
- 減価償却制度の見直し
- 事業承継税制の確立

法人会は、「正しい納税、健全な経営、社会貢献」をテーマに活動する経営者の団体です。

法人会は、昭和57年(1982年)に設立され、全国的に中小企業を支援する活動を行っています。また、事務局を東京に設け、全国的な活動も積極的に進めています。

全法連は、「平成19年度税制改正に関する提言」を決議しました。

本提言では、「日本経済活性化のために、国・地方とも大胆な改革を行い、広く薄く国民全体で負担を!」をテーマに活動を進める、全国110万社のよき経営者をめざすもの団体です。

ぜひ、全国110万社のよき経営者をめざすもの団体です。

ぜひ、全国110万社のよき経営者をめざすもの団体です。

ぜひ、全国110万社のよき経営者をめざすもの団体です。

財団法人全国法人会総連合

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL:03-5561-1111 FAX:03-5561-1112
<http://www.zenkokuhojin.jp/>

法人会 会員募集中

めざまします。企業と社会への貢献

法人会は「健全な経営・正しい納税・社会貢献」をテーマに活動を進める、全国110万社のよき経営者をめざすもの団体です。

財団法人全国法人会総連合 会長 安西邦夫
(東京ガス(株)取締役相談役)

税制改正の実現めざし
(社)春日部法人会の

平成18年度税制改正要望活動



土屋代議士事務所にて
平成18年11月29日(水)
左から
尾野税制委員長
土屋事務所事務局
崎浜税制副委員長



三ツ林代議士事務所にて
平成18年11月29日(水)
左から
崎浜税制副委員長
三ツ林事務所事務局
尾野税制委員長
堂坂税制副委員長

地元選出国會議員及び地方自治体へ 要望書提出

●要望先	●要望日
衆議院議員 土屋 品子 代議士	11/29
衆議院議員 三ツ林 隆志 代議士	11/29
衆議院議員 武正 公一 代議士	浦和法人会で持参
衆議院議員 金子善次郎 代議士	浦和法人会で持参
衆議院議員 日森文尋 代議士	浦和法人会で持参
参議院議員 島田智哉子 議員	浦和法人会で持参
参議院議員 西田実仁 議員	浦和法人会で持参
さいたま市長	11/28 浦和・大宮と連名で
さいたま市議会議長	11/28 春日部法人会で持参
春日部市長	11/22
春日部市議会議長	11/22
久喜市長	11/30
蓮田市長	11/22
幸手市長	11/17
宮代町長	11/28
白岡町長	11/22
菖蒲町長	11/28
栗橋町長	11/21
鷲宮町長	11/27
杉戸町長	11/13

税制改革に関する提言

日本経済は、長い不況のトンネルを抜けて、先行きに一部明るさが見られるようになってきた。しかし、一方で大部分の中小企業は、景気回復の恩恵を受けずに、依然として厳しい状況下に置かれている。

わが国の財政赤字の深刻さは、多くの識者が指摘する通り、先進国中最悪の状態にある。これに加えて、かつて経験したことのない急速な少子高齢化の進展が、社会保障費等の急増をもたらし、財政再建を困難にしている。

いま求められているのは、国および地方自治体が「聖域なき行政改革」を着実に実行して、小さな政府を実現し、社会保障制度を再構築し、国民に安心感と信頼を回復させることである。

もとより、経済活性化のための税制の再構築も欠かせない。政府の税制改正にあたっては、経済や企業経営の実態を正しく認識し、景気回復にも配慮して、めりはりある税制を作り上げるべきである。

以上のような認識のもと、会員の総意として、平成19年度の税制改正に関する提言を取りまとめた。

提言は下記の二分冊となっており、全国で要望活動を展開する。

- I. 基本事項 1. 総論 2. 各論
- II. 個別事項 1. 法令関係 2. 通達関係

内容については、法人会全国大会(山形大会)の記事をご参照ください。(8~12頁)

春日部
庄 和

石川市長へ
平成18年
11月22日(水)



中川市議会議長へ
平成18年11月22日(水)

久喜

田中市長へ
平成18年11月30日(木)



岩槻

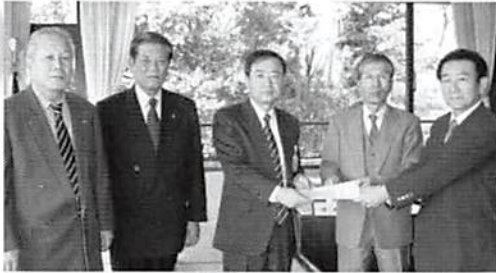
さいたま市議会
青木議長へ
浦和法人会・大宮法人会
春日部法人会を代表して
春日部法人会で要望
平成18年11月28日(火)



さいたま市財務局
田口税務部長へ
浦和法人会・大宮法人会
春日部法人会を代表して
春日部法人会で要望
平成18年11月28日(火)

蓮田

中野市長へ
平成18年11月22日(水)



幸手

町田市長へ
平成18年11月17日(金)



宮代

榊原町長へ
平成18年11月28日(火)



白岡

濱田町長へ
平成18年11月22日(水)



菟浦

中山町長へ
平成18年11月28日(火)



栗橋

斉藤町長へ
平成18年11月21日(火)



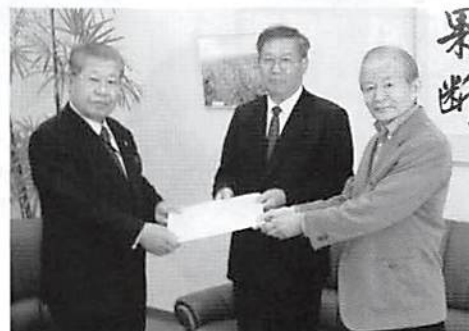
鷲宮

本多町長へ
平成18年11月27日(月)



果斷

杉戸
小川町長へ
平成18年11月13日(月)



青年部会 第20回 法人会全国青年の集い -埼玉大会-

平成18年10月20日(金)
於さいたま市大宮ソニックシティ大ホール



法人会「全国青年の集い」は1987年の第1回仙台大会から19回の石川大会にわたり「良き経営者」を目指すため、全員相互の研さんと交流の「場」として大きな成果をあげてきました。

そして、第20回埼玉大会は「21世紀維新-彩の国から夢をいだいて-」のスローガンのもとに、全国から若き経営者たち約2,300名が集まりました。「日本を近代国家に導いた明治の青年達を思い浮かべ、起業家精神を持って、日本再生の原動力とならなければならない」とした埼玉宣言を行った。

大会式典に先立ち、ジャーナリストの櫻井よし子氏が「日本再生!21世紀維新」と題した記念講演をした。櫻井氏は「埼玉にも渋沢栄一という英雄がいたが、その英雄たちの財産をしっかりと受け継がなければならない。教育問題、財政問題、外交問題も非常に厳しいものが有る。この国を安心な形でパトタッチ出来るのは、私たちの心ひとつの問題だと思う」と語られた。

大勢のお客で賑う物産展会場



イベント満載の広場

楽しい催しに
通りがかりの
一般市民も大喜び

一 埼玉宣言一

1987年、それは仙台から始まった。
明日の「青年部会」のあるべき姿を求めて
今日、第20回という節目を迎えた。

今、日本は、
少子高齢化や教育問題、近隣諸国との摩擦などをはじめ
財政においても、800兆円に迫る債務残高、国民負担の増加等
大きな問題を抱えており、焦眉の課題となっている。

経済社会に大きな構造変化が生じている今
日本を再生し、景気回復や経済成長を維持していくため
官民を問わず、意識改革が必要となっている。

このように大きな変革の時代を迎えるなか
私たちは税のオピニオンリーダーとして
企業や社会と税のかかわりを抜本的に見直すとともに
この時代の閉塞感を打ち破らなければならない。

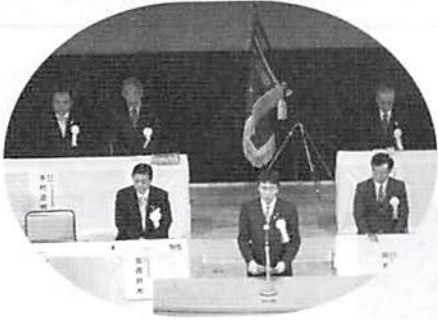
明治という大きな転換期に
近代国家形成のため、奮闘した青年達がいた。

私たち青年経営者は日本を近代国家に導いた彼らを先達とし
より大きな「起業家精神」を持って
日本再生の原動力とならなければならない。

「21世紀維新」
-彩の国から夢をいだいて-

ここ埼玉の地に置いて、私達は以上宣言する。

全法連青連協猪飼会長挨拶



記念講演 櫻井よし子氏「日本再生!21世紀維新」



新規加入部門全国第四位



「次回21回大会は愛媛大会」
平成19年11月9日(金) 愛媛県民文化会館

青年部会 春日部ナイトイン大宮

平成18年10月20日(金)午後7:30~
於:大宮サンパレス



全国青年の集いでは毎回青年部会員増強運動の表彰が行われており、埼玉県連は県連部門二部門で第一位になり、当春日部法人会も増強運動を推進し、単位会部門新規加入数で全国第四位として表彰を受けた。また、

この大会の為に県下15法人会より実行委員会が組成され、当春日部法人会よりも実行委員3名、当日のスタッフ他20名を派遣した。実行委員スタッフの慰労を兼ね、埼玉大会が行われた大宮にOBも含め80名が集い、「春日部ナイトイン大宮」を開催し、交流を深めた。

社団法人 春日部法人会 青年部会
春日部 ナイトイン大宮



「実行委員会ご苦労様でした!」
左から
林副部長
田口副部長
井上部長
荒井副部長

平成18年度 納税表彰式

平成18年11月14日(火) 於:春日部エミナーズ

関係機関及び協力団体の来賓・招待者・受彰者等多数出席し、盛大に行われた。

納税表彰の他、中学生の税に関する標語・作文の入選者に対する表彰も行われた。

当法人会関係では右記の3氏が納税表彰を受けました。おめでとうございます。



田中署長あいさつ



大熊 昭祐氏(菫蒲支部)



尾野 嘉昭氏(菫蒲支部)

(敬称略)

春日部税務署長表彰

理事 厚生副委員長 菫蒲支部
大熊 昭祐 (株)埼玉原種育成会

常任理事 税制委員長 菫蒲支部
尾野 嘉昭 カネオ興運(株)

常任理事 総務委員 蓮田支部
鯨岡 文夫 鯨岡設計(株)



鯨岡 文夫氏(蓮田支部)

税を考える週間記念行事 講演会開催

国税局長講演会 村田会長以下3名出席

日時:平成18年11月16日(木) 開演 午後1時30分

場所:さいたま新都心合同庁舎1号館2階 講堂

定員:380名

主催:浦和税務署管内納税協力団体協議会
関東信越税理士会埼玉県支部連合会
埼玉県納税貯蓄組合総連合会
埼玉県青色申告会連合会/(社)埼玉県法人会連合会
埼玉県間税会連合会/埼玉県酒造組合
埼玉県卸売酒販組合/埼玉県小売酒販組合連合会
(順不同)

演題 「税を考える」

講師 関東信越国税局長 若狭正幸氏
わかさ まさゆき



右より
井上青年部会長
村田会長
松岡専務理事

〈講師の主な経歴〉

- 昭和53年 4月 大蔵省銀行局総務課
- 57年 5月 国際金融局調査課
- 58年 7月 日田税務署長
- 59年 7月 関税局輸出課課長補佐
- 61年 5月 外務省在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館領事
- 平成元年 7月 国税庁長官官房会計課課長補佐
- 3年 6月 証券局企業財務課課長補佐
- 4年 7月 名古屋国税局調査部長
- 5年 7月 名古屋国税局課税第一部長
- 6年 7月 東海財務局理財部長
- 7年 6月 大臣官房企画官
- 8年 7月 大阪国税局課税第一部長
- 10年 7月 関税局管理課長
- 12年 7月 関税局業務課長
- 13年 7月 理財局国有財産企画課長
- 16年 7月 札幌国税局長
- 17年 7月 仙台国税局長
- 18年 7月 関東信越国税局長

新設法人説明会開催

平成18年9月21日(木)午後 春日部市民文化会館

平成18年9月22日(金)午後 久喜総合文化会館



春日部税務署
野崎上席調査官 (久喜会場にて)

平成18年1月～平成18年6月に設立された法人を対象に、法人税・消費税・源泉所得税他について説明会を開催した。

法人会で作成したテキスト「新設法人のための会社の税金ガイドブック」を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方をお願いした。



石塚健一先生 (春日部会場にて)



中村眞右先生 (久喜会場にて)

決算期別税務講習会の開催!!

9月・10月・11月の決算法人を対象に法人税及び消費税についての講習会を下記の通り開催しました。法人会で作成したテキスト『わかりやすい会社の決算・申告の実務-法人税申告へのアプローチ 平成18年度版』及び税務署資料等を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方をお願いした。

野崎彰先生
▼春日部会場にて



▲鈴木淳一先生
岩槻会場にて



◀吉田俊弘先生
久喜会場にて

春日部税務署
野崎上席調査官
▼岩槻会場にて



開催日	時間	講習会場
10月24日(火)	午後2時～4時	春日部市民文化会館
10月26日(木)	午前10時～12時	岩槻本丸公民館
10月27日(金)	午後2時～4時	久喜総合文化会館

年末調整説明会の開催

平成18年度分の年末調整説明会を下記日程で開催しました。各企業の総務・給与担当者等多数参加を頂きました。



春日部税務署法人課税第二部門 丸岡統括国税調査官

開催日	開催時間	開催場所
11月17日(金)	1回目 午前10時～	久喜総合文化会館小ホール
	2回目 午前2時～	
11月20日(月)	午前10時～	幸手市保険福祉総合センター(ウェルス幸手)
11月20日(月)	午前2時～	蓮田市コミュニティセンター
11月21日(火)	1回目 午前10時～	春日部市中央公民館
	2回目 午前2時～	
11月22日(水)	1回目 午前10時～	岩槻本丸公民館
	2回目 午前2時～	

女性部会 女性部会役員研修

秩父法人会女性部会との交流会

平成18年10月13日(金) 於:長瀨町長生館

当日は役員他24名が参加しました。途中秩父神社、秩父まつり会館を見学後、会場の長瀨町長生館にて秩父法人会女性部会の皆様に出迎えて頂いた。

昼食後、秩父法人会女性部会長 嶋崎様より歓迎の挨拶を頂き、当春日部法人会より橋本女性部会長がお礼を述べた。参加者の自己紹介を行った後、両法人会の概況と活動を発表し、意見交換を活発に行った。帰路では「長瀨ライン下り」を体験し、有意義な役員研修会となりました。



秩父神社にて



長瀨ライン下り



秩父法人会 女性部会の皆様と

第一印象をグッと良くする! 実践マナー講座

<(社)春日部法人会・(社)行田法人会共催>

人間関係に強くなる!

貴方らしさを素直に表現できるマナー講座

平成18年11月21日(火) 13:30~16:30 於:久喜市商工会館

社会は組織で成り立っています。組織を動かすのは「人」人材です。優れた企業人、組織人になるために社会の変化とともに自分を成長させ、常に向上意識を持ちながら積極的に仕事に取り組む姿勢が求められます。

この心構えを持った人がビジネスにおいて相手を信用させるポイントとして「マナー」が重要な役割を果たします。その人の立ち振る舞い一つでも良くも悪くも印象が大きく異なり、ひいてはその企業の業績にも関わってくるのです。

本講座では、自分と相手を生かすマナーのポイントを実習を通して学びました。参加者は長時間であったが熱心に受講され好評でしたので、今後も実践講座を開催する予定です。次回も多数の参加をお待ちしています。



講師紹介

いけだ ひろみ

イメージコンサルタント 池田泰美氏

富士写真フィルム株式会社取締役秘書として7年間勤務後、経験を活かし株式会社ワールドにおいて新入社員研修、販売研修等の人材教育指導担当を務める。

その後カラー分析、イメージコンサルティングを学び、カラーコーディネーターとして各種セミナー・講演を行う一方で、接客・接客サービス研修で活躍中である。

カリキュラム

1. ビジネスマンの心構え
2. 社会人として必要なマナー
挨拶の仕方や名刺の渡し方
3. 言葉遣いの基本・話し方と言葉づかい
4. 電話対応の基本・電話の受け方・かけ方
5. 接客対応の基本、心構え
6. その他



支部だより



五者懇談会
平成18年10月17日

岩槻支部



研修会
平成18年11月17日



研修会
平成18年9月28日
第1部「税制改正について」
講師:春日部税務署
法人課税第1統括官 鈴木啓之氏



第2部「経営のよもやま話」
講師:岡嶋順一氏
(山田和男税理士事務所 税理士)



春日部支部

四者懇談会
平成18年11月1日
於:レストラン松



久喜支部

第3回理事会
平成18年11月7日
於:久喜市商工会館



庄和支部

税制改正研修会
平成18年10月16日
於:春日部税務署
鈴木第1統括室

鷲宮支部

研修会
平成18年10月16日



第7回福利厚生親睦ゴルフ大会

平成18年10月27日(金)
於:栃木県プレジデントカントリー倶楽部



成績は以下の通り(敬称略)

- | | | | |
|-----|------|-----------|-----|
| 優勝 | 田中祥皓 | (株)ノアシステム | 春日部 |
| 準優勝 | 小島孝雄 | (有)シンショウ | 庄和 |
| 三位 | 梶塚博 | (有)和華 | 久喜 |
| 四位 | 村田睦幸 | (有)ムツミ | 春日部 |
| 五位 | 齊藤進 | (有)寿々家 | 岩槻 |

福利厚生制度提携三社・大同生命・AIU保険・アメリカンファミリー生命の協力を頂き、厚生委員会が主催した。福利厚生制度の推進について、日頃のご協力に少しでも報いられればとの意向により、又、会員相互の親睦の場を提供する為、企画・実行されたもので、当日10組35名の参加を頂き、レベルの高いプレーが多く見られました。プレー後、成績発表と表彰を行いました。

右優勝の田中祥皓氏
左増川厚生委員長



「花と緑いっぱい運動」 各地産業祭で盛大にアピール!!

花の種・花と緑いっぱい運動チラシ、税のマンガ・
税の資料等を配布



種・チラシ等のセット作業

春日部支部



かすかべ商工まつり

H18.10月14日(土)～15日(日) 大沼運動公園

岩槻支部



岩槻区民やまぶきまつり

H18.11月12日(日) 槻の森スポーツセンター

久喜支部



久喜市民まつり H18.10月15日(日) 久喜駅前通り

緑のトラスト募金実施 54,994円

蓮田支部



街角ふれあいウォーキング

H18.11月25日(土) 須賀神社

幸手支部



幸手市民祭り H18.11月11日(土) 中央通り

緑のトラスト募金実施 23,505円

宮代支部



産業祭 H18.10月29日(日) 新しい村

緑のトラスト募金実施 10,064円

白岡支部



農業まつり

H18.11月18日(土) 白岡味彩センター

菫蒲支部



産業祭

H18.11月3日(金) あやめ公園

栗橋支部



商工まつり

H18.11月19日(日) 栗橋総合文化会館 前庭

鷲宮支部



商工祭

H18.11月5日(日) 鷲宮町庁舎前 駐車場

杉戸支部



杉戸町産業祭

H18.11月3日(金) アグリパークゆめすぎと

庄和支部



庄和地区産業祭

H18.11月12日(日) 総合公園グランド

思うがまま

e-Taxに思う

菖蒲支部
カネオ興運株式会社
尾野 嘉昭



私は、菖蒲町で運送業をしております。税理士の勧めもあり、e-Taxを始めて早2年が過ぎました。当時は、個人情報保護法が施行されてまもなくだったと記憶しております。国税モニターを経験させていただいたこともあって、確定申告時の税務署内の混雑や慌ただしさを痛感しておりました。

今、スピード化が叫ばれている時ではあるが、同時に確実性も求められている。e-Taxでの申告を始めてみると、税理士がいろいろと手続きをしてくれることもあり、手間なく簡単に、スピーディーかつ確実に申告手続きができました。

一方、教育もスピード化が図られるだろうかと思う。教育とは、教えて大切に育てて覚えさすこととある。それには、時間をかけて育てることではないだろうか。スピード化を優先するあまり大切に育てることが忘れ去ろうとしている。

最近いじめの問題がメディアを賑わしている。幼児虐待や自らの手で我が子を殺めた母親の事件も記憶に新しい。いじめは今に始まったことではない。弱者ほど標的にされ

やすく、学校だけではなく家庭や社会の中でさえもあったのではない。しかし、現代のような悲惨な結末になることはなかった。昔なら、友人が助けてくれたり、教師に相談すれば大事に至ることは無かったはずだ。どこで菌車が狂ったのだろうか。

いじめは、子どもの世界に限った問題ではない。それは、社会の縮図でもある。今でも残る学歴重視の社会構造や資本力を笠に着た経営手法。「儲けさえすれば何をやってもかまわない」、「自分だけが助かれればそれでいい」という風潮に対する警鐘にも思える。

我々の業界でも二極化が進み、コンプライアンスの遵守が声高に叫ばれるようになった。社員教育にも時間をかけ、ゆっくと育てたいと思う。今後も同世代の人がトッランナーを走り続けることができるとは限らないが、大切に育てていくことができると思う。

最終ランナーを見失わないよう「安全」「確実」「敏速」をテーマに責任ある輸送会社を追求していくのが、私に与えられた使命ではないだろうか。今、税務署が進めているe-Taxも、「安全」「確実」「敏速」という社会要請から生まれたものであり、広く社会に浸透していくよう、我々法人会の手で大切に育てていきたいと思う。

毎月の源泉税は電子納税に決めた!

鷺宮支部
昭和管工株式会社
上杉 初枝



私は平成17年4月1日関東信越国税局管内春日部税務署国税モニターとしての大任を仰せつかり委嘱状をお受けしました。任期中に何か税について勉強したいと思ひ、考えた末「e-Tax」に挑戦しようを決めたのです。年内に手続完了。そして18年1月より源泉税は電子納税にしよう目標を掲げました。日々の仕事に追われながら「e-Tax」の事は、頭から離れません。

意を決してよいよ活動開始。9月春日部税務署へ電子申告納税等開始の届出書を提出しました。10月には法務局久喜支局での電子証明書登録も済みましたが、電子証明

書利用者用ソフトウェアが何種類もあり、自社のパソコンと接続できる専用ソフトを選ぶのに苦労しました。(購入先のパソコンメーカーに聞くとよいでしょう)最後に銀行と改たに電子納税の為のインターネットバンキング契約をしやっと準備完了。協力してくれた社員と二人で達成感を味わいました。実際に1月より使用しての感想は、納付金額の画面にたどりつくまで入力数字の桁数が多く大変に思います。でもインターネットで気軽に便利だから厳しいガードが必要かも知れません。

「e-Tax」の利用を平成22年度には50%を目標の様ですが、目標達成の為の普及活動として税務署の方々が、お忙しい中大変でしょうが、各会社に出向き、ご指導される事ができればきっと多くの会社が「e-Tax」を利用されると思います。

確かな技術と豊かな経験、ニーズに応じた提案を。



中村建設 株式会社

[個人住宅・集合住宅・公共事業・リフォーム・土木]

宮代町百間2-1-15 [併設 中村建設(株)一級建築士事務所]
TEL:0480-34-1001 FAX:0480-35-1791 www.naka-mura.com

ボサノヴァ

久喜支部
斉藤手袋株式会社
齋藤 文次



新年明けましておめでとうございます。昨年ボサノヴァギタリストの木村純氏を久喜支部総会に迎えて、「疲れた人を癒したい〜ストリートから見える世界」と題した講演会を開催しました。その時の様子がテレビ東京で放映されました。番組は「夢をかなえた!我ら明るい第二の人生」という内容でした。

木村氏はBMWジャパンの管理職だった八年前に担当していた取引先とのトラブルで自らが責任を取ろうと、やむなく退職したのです。会社に守られているという幻想が瞬時に崩壊した木村氏は「この世で確かなものは自分しかない」と確信し、中学時代から弾き続ける「ボサノヴァ・ギター」でプロになる決心をしました。当初の収入はほとんどゼロに近いものでしたが、培った営業活動のノウハウを駆使して、次々に仕事先を増やし、今では全国各地のライブハウスやレスト

ランで毎日のようにライブ活動をしています。

私は学生の頃から音楽を聴くことが大好きでしたが、楽器を演奏したり、歌ったことなどは全くありませんでした。そんな私が五年前に木村氏と出会い、その一年後にボサノヴァを歌うことになってしまったのです。歌を始めて一ヶ月後に古河のジャズクラブにおいて飛び入りで初めて人前で歌いましたが、その時居合わせた人達の暖かい眼差しは今でも忘れられません。その後、一年に一回木村氏とコンサートを行っていますが、三回目は多くの人に素晴らしい演奏をみて頂きたいと考え、久喜総合文化会館小ホールで「サバトスと素敵なお仲間達」と題したコンサートを開催しました。昨年はベーゼンドルファーを有する久喜の粉川ホールにおいて記念すべき五回目のコンサートを開催しました。春日部法人会女性部でも、サバトス(木村純&三四郎)のティコンサートが開催されました。

ボーカルとしてプロの方達と歌うという夢のような事が実現できたのは、多くの素晴らしい人との出会いと家族の支えがあったからと心から感謝しています。

木村純ホームページ <http://jun-kimura.jp/>

業を以って社会に貢献する

蓮田支部
アースプラン株式会社
菅原 善子



標題は弊社の社是です。社名はアースプラン(株)と申しまして、一般住宅の地盤調査・地盤改良を主たる業務としております。住居には安全性は最重要事項です。安全のためには、地震等の災害に強い住宅の基礎造りが大切です。住む人に安心感を与え、住む人の命を守る家造りのために地盤に合わせた方法・材料による地盤改良を要する場合があります。そこで、より良い基礎をより安く提供するために、(株)クボタと共同して技術開発し国土交通省の認可を取った「錆びないダクパイル」等進めています。それは「業を以って社会に貢献する」ことを願うものです。

皆様も記憶に新しいところでしょう。怒りをもって報道を聞いたことでしょう。あの姉歯等による耐震偽装事件!業を成す者として、人間として最も大切なこと「人の命を守ること、人に

安心感を与えること、社会に貢献すること」等全て闇の中に葬って成したことの重大さ。

たまたま建築上のことが重なってしまい恐縮ですが、10年程前の事でした。弊社の一級建築士が社員数名と夕方現場から戻って来て、作業報告をしたところ「その残滓はどうした?」社長は聞きました。「少しだったので隅の方に穴を掘って埋めました。」と言うのです。社長は真赤に怒って「それで建築士でございます。などと言えるか!直ぐに全員で行って掘り返して来い!」忘れもしません。

お客様から信頼を得るためには、人材の育成が必要条件になります。「教育は人なり」の信念のもと社員の研修邁進に15年程当って来ましたが、企業に於いても全く同様と強く思います。まずは「会社は人なり」会社は社員研修を推進していくことが重要です。「業を以って社会に貢献する心を持ち、行動できる様」会社全体を育て、人の命を大切にし、土を愛し、地球環境を大切にしたいものです。アースプラン(株)は、その名において地球計画を進めることを意図しているのですが……。

姉歯問題に思う

宮代支部
中村建設株式会社
中村 幸雄



耐震偽装問題が、発覚し社会問題となって1年が経過した。マンションを買った人達が住むことが出来ず、ローン返済に窮しているとの事が先日も報道されていた。姉歯元建築士に依る耐震偽装問題は建築業界にとっても大きな衝撃であり同業者としてもその悪質なやり方は言語道断である。設計に携わる者は安全で建築基準法他法に合った建物を設計するのが建築士であり又そう教えられて来た。

姉歯元建築士が故意に構造計算書を改ざんし鉄筋量を減らす等、その結果強度不足が露呈された。これは誰の意図で行われたか、設計者、建築主又施工者かこれからの裁判で明らかになって来ると思うが、姉歯元建築士には最低限のモラルが、欠如していたといわざるを得ない。断ると仕事が廻してもらえない。又生活する為、又工事を安く上げる為と言っているが、その時なぜ設計を断る事が出来なかったか。その行為によって自分の存在価値を失ったばかりでなく多くの人々に迷惑をかけ、信頼を失ってしまった。私達は一定のモラルの上に立って、この厳しい社会で競争し仕事を受注している。お客様からの信頼回復に向かって一層努力をして安全で安心して住める建物を提供する事を忘れてはならない。

特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の 損金不算入制度に関するQ&A

Q1 18年度税制改正で創設された特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入制度について、その趣旨と制度の概要を説明してください。

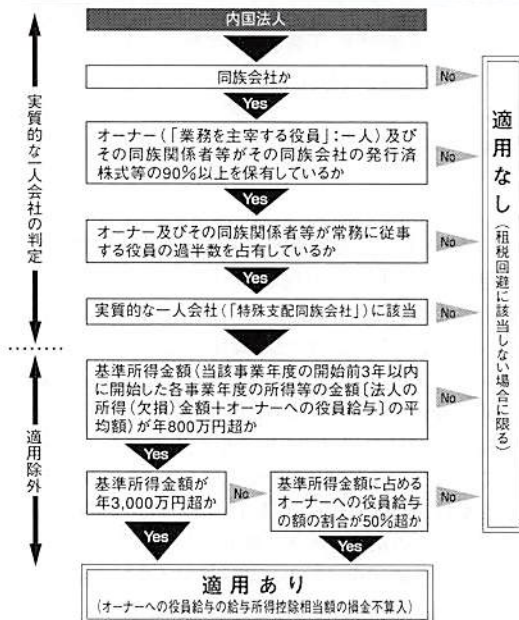
A1 いわゆる実質的な1人会社においては、(1)オーナー(業務主宰役員)が自らへの役員給与を法人段階で経費として計上し損金の額で算入する一方で、(2)その役員給与について個人段階で給与所得控除を受けることが可能となっており(いわゆる「経費の二重控除」、個人事業者との課税上の不公平がもたらされることとなります。

また、今回の会社法の制定により法人の設立が容易になることから、今後、個人事業者が租税回避を目的として法人形態を選択する「法人成り」が増加するなど、法人形態と個人形態との課税上の不公平がさらに拡大するおそれがあると考えられます。

そこで、こうした課税上の不公平を是正するため、実質的な一人会社(特殊支配同族会社)におけるオーナーへの役員給与について、法人段階で経費の二重控除に相当する部分(給与所得控除相当部分)について損金算入を制限することとされたものです。

ただし、基準所得金額が一定の金額以下である事業年度については、この制度が適用除外とされています。

実質的な一人会社のオーナーへの役員給与の損金算入制限措置



Q2 制度の対象となる実質的な一人会社とは、どのような会社でしょうか。

A2 実質的な一人会社(特殊支配同族会社)とは、オーナー及びその同族関係者等が、株式等の90%以上を保有し、かつ、常務に従事する役員の過半数を占めている同族会社とされています。

Q3 「業務を主宰する役員」とはどのような意味でしょうか。

A3 業務主宰役員とは、法人の業務を主宰している役員一人を指す概念であり、個人に限ります。

具体的には、税務上の役員のうち、会社の経営に最も中心的に関わっている役員をいいます。通常は、代表取締役や社長といわれる役員がこれを該当することになることが多いと考えられますが、実質的な関わりにより判定することになるため、たとえば、役員給与の多寡などもその判断の一つの要素となるといえます。

Q4 どのような場合に今回の制度の適用除外となるのでしょうか。

A4 本制度においては
(1) 基準所得金額が年800万円以下の法人
(2) 基準所得金額が年800万円～3,000万円であり、かつ、基準所得金額に占める業務主宰役員給与の割合が1/2以下の法人が除外とされています。

Q5 適用除外の判定基準となる「基準所得金額」はどのようにして計算されるのでしょうか。

A5 基準所得金額とは、簡単に言えば、当該会社の、オーナーに役員報酬を支払わなかったとした場合の所得金額の過去3年間の年平均額です。繰越欠損金がある場合には、所要の調整を行うこととされています。

Q6 オーナーの家族に支払った給与についても、今回の制度により損金算入が認められないという話を聞きましたが、本当なのでしょうか。

A6 オーナーの家族の職務に対し支払った給与については、今回の制度の対象となりません。これは、個人事業者において専従者給与は必要経費として認められていることを踏まえたものです。

《厚生委員会だより》

I 大同生命保険株式会社

埼玉支社 春日部営業所 TEL.048-734-3371 FAX.048-739-1156

経営者大型総合保障制度 おかげさまで35周年

～変わらぬ想いは時代をこえて～

……………【標準保障額算定キャンペーン実施中!!】……………

Q1 ところで標準保障額って何?

A1 「標準保障額」とは、経営者に万が一のことがあった場合に、想定されるリスクを分析し、「企業を守る」「家族を守る」ために必要な金額を理論的に算出した者です。

Q2 なぜ標準保障額を算定する必要があるの?

A2 「標準保障額」は、業種や規模などによって1人1人異なります。社長の万が一は、いつ起こるかわかりません。

もし、現在の保障が必要額に足りていなかった場合、借入金の返済や運転資金の不足等により、企業の存続に関わる重大な事態を招く可能性が有ります。

既に経営者保険にご加入の方も、実際ご自身に必要な保障はどれくらいなのか、一度「標準保障額」を算定することをおすすめします。

ただいま法人会ではみなさまの「標準保障額」を無料で算定しております。算定にあたっては、地区担当の制度推進員へお申し付け下さい。

II AIU保険会社

さいたまSオフィス TEL.048-650-7670 FAX.048-648-5844

「経営保全プロパティガード」新発売

下記チェック項目に一つでも該当があれば補償の見直しをお勧めします!

火災保険の見直しチェックポイント!

- ここ5年間、保険金額の見直しをしたことがない
- 機械・什器・備品は簿価で付けている。
- 更改の際、保険の内容・新商品の説明を受けたことがない
- 増改築したが、面積・構造・保険金額を見直していない
- 会社の事業が変わったが、保険は昔のまま付けている
- 金融機関に言われたまま付けている

上記一つでも当てはまったらAIUの推進委員会にご相談ください

III アメリカンファミリー生命保険会社

埼玉支社 TEL.048-645-1245 FAX.048-645-3034

ストレスや心の悩みはガンをつくるか?

ストレスや心理状態が、ガンの発生に何らかの役割を果たしているのではないかという考えがあります。ストレスはガンの危険因子の一つであるという研究者もいれば「ガンになりやすい」性格があると唱える心理学者もいます。

心理的要因とガンの発生や経過との間の関連を裏付けた研究もあれば、その反対を示す研究もあって、これについてははっきりしていません。

しかし、ガンの進行には患者の心理状態が影響また、喫煙、アルコール摂取、食べ過ぎなどのガンとかかわりの深い行動は、しばしば、ストレスや抑うつ状態に対処しようとするための行動です。それを思えば「ストレスや心理状態が、ガンのリスクを高めることがある」とは言えそうです。

新春講演会 及び 賀詞交歓会のお知らせ

主催 社団法人春日部法人会
協賛 大同生命保険株式会社

法人活動につきましては、平素よりご協力頂きまして、ありがとうございます。

さて、下記の要領にて新春講演会及び賀詞交歓会を開催いたしますので、どなた様も奮ってご参加下さいます様ご案内致します。

第一部 新春講演会 2007年日本の政治・経済はこう変わる

平成19年2月8日(木)

読売新聞編集委員 **橋本五郎氏**

午後2時30分～4時

春日部市民文化会館 小ホール

定員 350名
(一般参加者歓迎)

入場無料 先着200名様
「花の苗プレゼント」



- 昭和21年 秋田県山本郡琴丘町生まれ
- 45年 慶應義塾大学法学部政治学科卒業
- 同年 読売新聞社入社、浜松支局に配属
- 50年 本社社会部
- 51年 政治部(首相官邸、平河クラブ、野党クラブ、霞クラブ、厚生・建設・法務各省クラブなど担当)
- 平成 4年 政治部次長
- 6年 論説委員(政治、外交担当)
- 9年 政治部長
- 10年 編集局次長
- 11年 日本テレビキャスター(「ジジバグあさ6」「ズームイン!!朝!」)
- 13年 2月、読売新聞編集委員
10月から日本テレビ系「ズームイン!!SUPER」に出演(毎週金曜日)

第二部 賀詞交歓会

(法人会会員のみとさせていただきます)

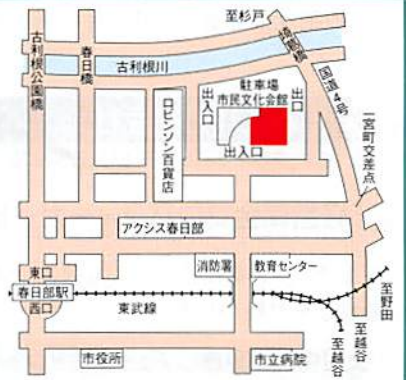
平成19年2月8日(木) 午後4時20分～6時

春日部市民文化会館 大会議室

定員 150名
特別会費 3,000円

★参加申込みは下記申込書にて、法人会事務局
あてにFAX又は、電話でお申込み下さい。

市民文化会館案内



社団法人春日部法人会事務局 TEL.048-761-3551 FAX.048-752-8244

(キリリ線)

(社)春日部法人会事務局行

新春講演会及び賀詞交歓会参加申込書

所在地		新春講演会	出席 欠席
法人名	TEL ()	賀詞交歓会	出席 欠席
参加者		(いづれかに○印を) お願いします)	

◎ご寄稿ありがとうございました。

伊藤・富田・瀧澤・吉田・染谷・白石・林・川崎・佐野・関永・枋原・遠藤・大塚・鈴木・松岡